

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の17の規定による
廃棄物が地下にある土地の区域の指定について

平成26年2月21日
秋田県生活環境部環境整備課

1 指定区域の指定

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項の規定により、産業廃棄物最終処分場の跡地である能代市浅内字砂山地内の土地の一部を、平成26年2月21日に指定区域として指定しました。

指定区域の範囲及び埋立地の区分は、次のとおりです。（指定区域台帳は、環境整備課において閲覧することができます。）

指定区域	能代市浅内字砂山26番1、26番2、26番3、26番4、26番5、26番6 27番4、28番2、29番、30番、31番1、31番6、31番7
埋立地の区分	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第13条の2第2号 （廃止の確認の制度の施行日より前に、廃止の届出がされた一般廃棄物又は産業廃棄物の最終処分場に係る埋立地）

2 指定区域について

廃棄物が地下にある土地であって、土地の掘削その他の土地の形質の変更が行われることによって廃棄物の飛散又は流出、ガスの発生、公共の水域又は地下水の汚染など当該廃棄物に起因する生活環境の保全上の支障が生ずるおそれのあるものの区域を知事が指定区域として指定します。

3 土地の形質の変更の届出について

指定区域において土地の形質の変更を行おうとするときは、一定の場合を除いて、着手する日の30日前までに知事に届け出なければなりません。

届け出る事項は、土地の形質の変更の種類、場所、施行方法、着手予定日などであり、周辺の環境に及ぼす影響について実施する調査の計画書や工事計画書などを添付する必要があります。

なお、届け出た施行方法が一定の基準に適合しないと認められるときは、知事が施行方法に関する計画の変更などを命じることがあります。

（届出に関する詳細は、環境整備課にお問い合わせください。）

4 土地の形質の変更に関する基準

土地の形質の変更に当たり、生活環境の保全上の支障が生じないようにするための要件が廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第12条の40に規定されています。

また、施行方法等に関する具体的なガイドラインとして、環境省から「最終処分場跡地形質変更に係る施行ガイドライン」が示されていますので、参考にしてください。

環境省ホームページ

廃棄物・リサイクル対策＞行政資料・その他関連情報＞ガイドライン

http://www.env.go.jp/recycle/misc/guide_wds/index.html